

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月22日
【発行者名】	ジャパン・インフラファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 川上 宏
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【事務連絡者氏名】	ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社 チーフ・フィナンシャル・オフィサー 朝谷 健民
【電話番号】	03-6264-8689
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	ジャパン・インフラファンド投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 207,120,000円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年12月7日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2020年12月22日開催の本投資法人役員会において、発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社
割当口数		2,400口
払込金額		225,000,000円(注)
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
	代表者の役職氏名	取締役社長 飯田 浩一
	資本金の額	125,167百万円
	事業の内容	金融商品取引業
	大株主	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数 該当事項はありません。
	出資関係	割当予定先が保有している本投資口の数 (2020年10月末日現在) 該当事項はありません。
	取引関係	一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義します。以下同じです。）の事務主幹事会社です。
	人的関係	該当事項はありません。
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。

(注) 払込金額は、2020年11月20日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社		
割当口数	2,400口		
払込金額	207,120,000円		
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の役職氏名	取締役社長 飯田 浩一	
	資本金の額	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資口の数 (2020年10月末日現在)	該当事項はありません。
	取引関係	一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義します。以下同じです。）の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項	該当事項はありません。		

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

225,000,000円

(注) 発行価額の総額は、2020年11月20日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

207,120,000円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注) 発行価格は、2020年12月22日（火）から2020年12月25日（金）までのいずれかの日に一般募集において決定される発行価額（本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）と同一の価格とします。

<訂正後>

1口当たり86,300円

(注)の全文削除

(15) 【手取金の使途】

<訂正前>

本第三者割当による新投資口発行の手取金上限225,000,000円については手元資金とし、将来の本グリーンエクイティ・フレームワーク（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 グリーン投資口（グリーンエクイティ）」に定義します。以下同じです。）に定める適格基準(注1)を満たす新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部又は本グリーンエクイティ・フレームワークに定める適格基準を満たす特定資産の取得資金に充当した有利子負債の返済資金の一部に充当する予定です。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金（5,533,000,000円）については、本グリーンエクイティ・フレームワークに定める適格基準を満たす、本投資法人が取得予定の特定資産の取得資金の一部に充当し、残額があれば、本第三者割当による新投資口発行の手取金と併せて、上記の本第三者割当の資金使途に充当する予定です。

（中略）

(注3) 上記の各手取金は、2020年11月20日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本第三者割当による新投資口発行の手取金上限207,120,000円については手元資金とし、将来の本グリーンエクイティ・フレームワーク（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 グリーン投資口（グリーンエクイティ）」に定義します。以下同じです。）に定める適格基準(注1)を満たす新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部又は本グリーンエクイティ・フレームワークに定める適格基準を満たす特定資産の取得資金に充当した有利子負債の返済資金の一部に充当する予定です。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金（5,091,700,000円）については、本グリーンエクイティ・フレームワークに定める適格基準を満たす、本投資法人が取得予定の特定資産の取得資金の一部に充当し、残額があれば、本第三者割当による新投資口発行の手取金と併せて、上記の本第三者割当の資金使途に充当する予定です。

（中略）

(注3)の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

本投資法人は、2020年12月7日（月）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口59,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を行うことを決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、丸紅株式会社から2,400口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、2,400口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から2021年1月22日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

本投資法人は、2020年12月7日（月）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口59,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を行うことを決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、丸紅株式会社から借り入れる本投資口2,400口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

また、みずほ証券株式会社は、2020年12月25日（金）から2021年1月22日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）